

《研究ノート》

工部省解体と帝国大学工科大学設立

植村 正治

本稿では太政官に提出された建議書や意見書等を通して、工部省解体と帝国大学工科大学設立に関する政治・社会的背景を検討した。工部卿佐々木高行が提出した明治16年7月の建議書から始めた。工部省の役割は「百工勸奨の事を掌」ることであったが、財政緊縮政策が最優先されていた当時、官営工場の多くが破綻していたことを背景に佐々木は官業払下げを徹底し、内務省の土木業務を工部省へ吸収するという構想を打ち出し、工部省の存在意義を回復させようとした。さらに、明治17年10月、工部少輔の渡辺洪基が佐々木と同じ趣旨に基づいた建議書を太政官に提出した。工部省が土木事業を一元的に管理すべきだとし、工部大学校に関して、学理の実地応用を学ぶ学校は、応用を可能とする省庁に属すべきだと主張した。佐々木や渡辺の建議や意見は退けられ、工部省は解体された。工部大学校は文部省に移管されたが、折から東京大学理学部から分離された工芸学部との合併計画の情報が漏れ、工部大学校学生達は、工芸学部は実地応用を目指す工部大学校と相容れないとして、文部大臣森有礼に合併反対を建議したが、明治19年3月の帝国大学令公布に伴って、工芸学部と工部大学校とが合併し、工科大学が設立された。第1回帝国大学卒業式において帝国大学総長に就任した渡辺洪基は、旧工部大学校出身者18人を含む46人の卒業生を前にした祝辞の中で、工科大学に関して「実地ニ就キテ其ノ用ヲ為シ」と工部大学校と同じ教育方針を口にした。

はじめに

日本の経済発展の要因の一つである技術移転にとって工学教育、中でも工学系高等教育機関が重要だという観点から、筆者は、工部大学校の授業科目のうち基礎科目である理学を取り上げて、その内容を検討してきた。すなわち、工学系高等教育機関では、人、物、文献を通して効率的に欧米の科学的知見を取り入れることが可能であった。人はお雇い外国人教師や日本人教師、物は、実験器具、機械模型、実物機械、または実験室などの収容施設、文献はテキスト、参考書、器具・機械等の取扱説明書を示す。これら人、物、文献を通して授業が行われ、少なくとも明治初期において、生産と密接すると考えられていた理学もしくはそのより狭い範囲の物理学を取り上げて、検証してきた¹⁾。さらに、近代経済成長を牽引してきた製造業に直結する分野である機械工学を取

り上げ、まず工部大学校における機械工学教育について検証し²⁾、さらに当時、同校と併存していた東京大学理学部における機械工学教育も検証してきた³⁾。明治初期において富国強兵を唱える明治政府トップは経済発展と工学技術移転との関係の重要性を強く認識し、工部省とその内部に工部大学校（工学寮）を設立して、この関係を実現しようとしてきた。

政治史や経済史の立場から工部省や工部大学校を巡る多数の研究が蓄積されてきたが、本稿は、これらの諸研究で利用されてきた諸資料を振り返ることにより、工部省解体の経緯、および工部大学校と東京大学理学部との合併により生み出された帝国大学工科大学設立の政治・社会的背景をうかがおうとするものである。

1 工部省沿革報告

大蔵省が明治22（1889）年4月に出版したとされる『工部省沿革報告』の序言⁴⁾は次のような文言で始まっている。

工部省ハ明治三年閏十月之ヲ創置シ明治十八年十二月ニ至リ之ヲ廃ス、其間年ヲ閱スル十有五或ハ鐵路ヲ布キ或ハ電線ヲ架シ或ハ灯台ヲ築キ、政府須要ノ工事ヲ興ス一ニシテ足ラス、其佗学生ヲ教養シ百工ヲ勸奨シテ民利世益ヲ裨ルモノ亦尠トセス、其成績ノ顯著ナル固ヨリ賛揚ヲ待タサルナリ、然レトモ本省ノ廢セラル、時ニ方リ鉦山工作ノ事務ハ農商務省ニ電信灯台ノ事務ハ通信省ニ工部大学校ハ文部省ニ分属シ、鉄道事務ハ内閣直轄ニ販し翌年一月ニ至リ生野佐渡三池ノ三鉦山ハ更ニ大蔵省ノ所管ト為レリ、故ニ今ニ於テ其顛末ヲ叙述スルナケレハ支離散換統一スル処ナク、後ノ古ヲ攻メルモノ或ハ以テ憾ト為スアラン、是斯書編纂ノ已ムヘカラサル所以ナリ

丁校会が昭和2（1927）年1月に『丁校会パンフレット』第1号として編輯発行した『工部大学校昔噺⁵⁾』には、参考文献として上記『工部省沿革報告』（以下、『沿革報告』と略す）を掲げているが、その編纂者を「大蔵省内工部省発行」としていたことを念頭において上記の文章を読むと興味深い点が明らかになる。

上の『沿革報告』序言によると、明治3年から18年12月の廃省にいたるまでの15年間、鉄道敷設、電信線架設、灯台建築、学生の教育を行い「百工勸奨」して「民利世

益」を促進するところ少なくないとし、その功績は顕著であることは勿論のこと称賛を浴びることは言うまでもないことである。工部省を中心とする官業政策の評価が定まっていなかった、工部省解体直後の明治20年代初頭において、工部省沿革報告編集者は高い評価を与えている。しかしながら工部省は解体され鉄道は内閣直轄、電信灯台は通信省、工部大学校は文部省、鉦山工作は農商務省にそれぞれ分属することになった。さらに明治19年1月には鉦山のうち生野・佐渡・三池が大蔵省の所管となったと、記している。三鉦山ともに明治21~29年に高額で（三池鉦山は459万円余）三井や三菱に払い下げられることになったが⁶⁾、大蔵省への移管は払下げのための準備でもあったろう。さらに『沿革報告』の「鉦山課」の項の冒頭では鉦山部門の略歴が記されているが、その最後に「局ヲ置き十六年九月局ヲ廃シ総務局中ニ鉦山課ヲ置キ十八年十二月工部省ヲ廃セラレ本課の事務農商務省ニ属セラル、今創立以來十八年ニ至ル施設事業ノ沿革ヲ編録ス、各鉦山ノ事蹟ノ其部門頒チテ之登録ス⁷⁾」と記している。また、「三池鉦山」の項では「十八年十二月工部省廃セラレテ更ニ農商務省ニ属シ尋テ大蔵省ニ転属ス、今六年ヨリ十八年ニ至ル施設事業ノ沿革ヲ編録ス⁸⁾」としている。「鉄道局」でも「工部省ヲ廃セラレ鉄道ノ事務内閣ノ直轄ニ属セラレ今創設以來十八年ニ至ル施設事業ノ沿革ヲ編録ス、各所鉄道建設運輸等ノ事蹟ハ其部門ヲ須^(クカ)チ之ヲ登録ス⁹⁾」とある。「電信局」においても「工部省ヲ廃シ通信本局ヲ東京木挽町八丁目壺番ニ移ス、同十八年十二月工部省ヲ廃シ通信省ヲ置カル、ニ及テ本局ヲ同省ニ属ス、今創業以來十八年ニ至ル施設事業ノ沿革ヲ編録ス¹⁰⁾」とあり、鉦山部門に限らず、他の部門でもそれぞれの省庁への移管に伴って部門別沿革を記録しようとしていた。前掲の鉦山課の記録に「其部門頒チテ之登録ス」とあるので、これらを編纂したのが旧工部省鉦山課であったのであろう。明治21(1888)年1月の『改正官員録¹¹⁾』によると、大蔵省には生野、三池、佐渡鉦山局が置かれ、それぞれの事務長には朝倉盛明、小林秀知、大島高任が就任していた。前2者は創設期のそれぞれの部門において指導的地位に就いていた人物であり、大島は幕末期南部釜石において洋式高炉法による鉦石銑の生産に成功した人物として知られている。彼が佐渡鉦山に局長として勤務したのは明治18年のことであったが、それ以前に鉦山事業に大きく関与してきた¹²⁾。百工勸奨を促進してきた彼等は、今、この時に、その中心的省庁であった工部省の顛末を叙述しておかなければ記録が散佚してしまい、後の世において歴史を学ぶこともできないし、恨みに思うこともできない、として、「是斯書編纂ノ已ムヘカラサル所以ナリ」と、括った。工部省の廃省を「憾」をもって描いたのであろう。工部省本省の書き始めに「工部省ハ明治三年閏十月ノ創設ニシ

テ百工勸奨ノコトヲ掌リ兼テ鉱山、製鉄、灯明台、鉄道、伝信機等ノ事ヲ管シ¹³⁾」と記しているのも、彼等の矜持を示していよう。また後述のように、『沿革報告』には工部省改革政策に関する建議書などの史料の多くが紹介されている。

2 工部卿佐々木高行の建議書

明治10年代、秩禄処分のための公債発行、西南戦争による臨時支出増、本位制導入のための紙幣削減の必要性等を背景として、薩長土肥などの派閥に属する明治政府指導者達の間では各種経済政策論が戦わされたが、財政緊縮政策はほぼ合意されていた。大隈重信が明治14年の政変で野に下った後、省庁トップの入れ換えが行われた。それまで工部卿は長州閥から輩出していたが、明治14年政変後に宮中派の支持を得るために¹⁴⁾、明治14(1881)年10月、長州の山尾庸三に代わって土佐藩出身の佐々木高行が就任した。彼は辞補グループ(宮中派)と称される当時強い政治的発言力を持つ天皇側近グループに属していた。

すでに明治13年5月、大隈重信の「三議一件」と呼ばれる建議書が承認され、この中に含まれた官業払い下げ方針が打ち出され、佐々木の下で実施されていた。さらに明治15年12月に払下げを一層促進させるための払下げ概則適宜運用¹⁵⁾が行われる中、佐々木は工部省の土木事業と内務省の土木局を統合して、工部省が土木事業を一括管理するという極めて大胆な建議を行った。『沿革報告』には、「此月(16年7月-筆者注)工部卿佐々木高行工部省ノ事務ヲ釐正改良スルノ意見ヲ太政官ニ建言ス」とあり、「建言ノ大意ハ工部衛門ノ職務ハ専ラ土木事業ナルヲ以テ、宜ク内務省土木局ヲ移シテ本省ニ所管スヘシ、工部ノ建省スル所以ハ欧米ノ新事業ヲ人民ニ誘導スルニ在リ、営業射利ハ政府ノ意ニ非ス、方今鉱山工作ノ二局ハ営業ノ体ヲ為シ而シテ損失多シ、宜ク鉄道ハ旧ニ仍リ電信ハ郵便ニ併セ灯台ハ海軍ニ属シ、大学校ハ規模ヲ拡張シ、本省ハ総務局ヲ置キ書記会計統計用度營繕ノ各科ヲ統へ、(下略)¹⁶⁾」と、291字で要約している。『保古飛呂比』という「佐々木高行日記」に集録された実際の意見書は合計7636字にも達する、「工部卿佐々木高行」の「太政大臣三条実美殿宛ての建議書であった¹⁷⁾。その最初に「工部省の事務を釐正改良スルノ意見書」という表題が付せられている。これは、破線を境として前半と後半の2種類の建議書からなっているので、2つに分けて検討していこう。

2.1 佐々木高行建議書前半

建議書の最初から見ていこう。

謹デ案ズルニ、西洋各国ニ於テ、其工部省ガ管掌スル所ノ事業、各体裁ヲ異ニシ、敢テ一ナラズト雖モ、之ヲ要スルニ、道路堤防橋梁築港等、即チ土木ノ事ヲ以テ之ガ本分ノ務ト為サルハナク、漢土古代ノ制、亦大司空ノ官ヲ置キテ、土木水利ノ事ヲ掌ラシメ、之ヲ三公ニ列シ、中古以降ハ工部ヲ以テ行政六部ノ一ニ置キ、而シテ其管掌スル所亦主トシテ土木水利ノ事ニ在リシト云フ、洋ノ東西時ノ今古ヲ問ハズ、均シク土木ノ事ヲ以テ工部ニ委スルヲ觀レバ、土木事業ノ在ル所ハ即チ工部衙門ニシテ、工部ノ資格タル、即チ土木事業ニ在ルヤ疑フベカラズ

土木事業に関するヨーロッパと中国の事情を紹介した上で、洋の東西や時代の今古を問わず、工部省に相当する役所が「管掌スル所ノ事業」は「道路堤防橋梁築港等、即チ土木ノ事」や「土木水利ノ事」であり、工部の本来の職務は「土木事業ニ在ルヤ疑フベカラズ」としている。

さらに土木事業は「内務省中ノ局部（土木局－筆者注）ニ」に任せるべきものではなく、「宜シク抜ヒテ一省衙ノ本務トナシ、専ラ其工事ヲ研究スベキノ理、又明瞭ナルベシ、其理既ニ明瞭ナリトセバ、工部衙門ノ名義ニ対シ、之ヲ該省ノ主務トスル事、名実相協フノ挙ナルベキナリ」とする。土木事業は1省の業務として専門化すべきことは明瞭であり、工部の名称を持つ工部省が土木事業を主務すると名実が一致することになる。

ところが工部省の「主務トスル所ノモノハ、則チ鉄道事業ヲ除クノ外、都テ之ヲ管掌スルコトナク、唯海外各国其状勢ト便宜トニ依リテ、偶々工部ニ附帯セシ処ノ事業ヲ以テ、卻テ故ラニ之ガ本務ト為スガ如ク、為メニ名実ノ背馳ヲ招キ、本省ノ事務其整頓ヲ欠キ、世論ノ囂々ヲ来シ、殆ド之ヲ如何トモスルナキニ至レリ」と、工部省は鉄道部門以外の土木事業を管轄するのではなく、たまたま土木事業に付帯する事業を殊更に本務であるかのように扱ったため名実が分離し、省内に混乱を惹き起こし、世論の激しい批判を浴びて、「如何トモスルナキ」状態に至ったと、彼の下僚達が実施してきた鉄道を除く「百工勸奨」を手厳しく批判して、「目今ノ急務、先ヅ本省ノ体裁ヲ改メ、真正ナル工部衙門ノ針路ヲ取りテ、其事業ヲ進ムルニ在リ、（中略）土木事業ノ如キ、偏ヘニ其内務省ニ在ル所ノモノヲ移シテ、本省ノ所轄ニ委セラレン事ヲ請ハザルヲ得ズ」と、

工部省の急務は本来の土木事業に向かって進むことであり、そのためには内務省が管理する土木事業を内務省に依頼して工部省の管轄に移すことであるとする。

この時、佐々木は、明治3（1870）年3月、エドワード・モレルが伊藤博文に提出した「工部院設置」に関する意見書¹⁸⁾や、同年5月に伊藤と大隈との共同で提案された、モレル意見書の字句にほとんど一致する¹⁹⁾「工部院設置の議²⁰⁾」を想起していたであろう。モレルの意見書の一節に「泰西諸州英吉利を除くの外各国政府建築の諸務を管轄する為め、頗る盛大の局を建て国土生産の物材を以て眼前国内人民の幸不幸に係する事業を起すことなれば、其局を置き建築の方法を論ずる何事を捨置くとも国家第一の緊務とす²¹⁾」とあり、このため自由放任政策を取り、「大事業多くは人民中等の者の手に成る」イギリスを除くヨーロッパ諸国においては、「建築局を置き広大の制を建て、恰も金庫会計陸海軍務及外国事務等の諸局と異なる事なし」とし、「建築局」の管轄に関して「鉄道の建築道路の補理海港海岸の造築灯明台鋤山の諸件も亦此局の管轄に属す」としていた。

佐々木の建議書に戻ると、内務省所管の土木事業を工部省に移管することを内務省に依頼しなければならないとした後に、「抑モ比年来本邦百般ノ事業其歩ヲ進メ、日二月ニ駈々タリトノ報ヲ聞」くが、「其实況ヲ視察スルガ為メ」に、「本邦ニ来遊スルノ欧洲人」から意見を聞いたところ、「殊ニ最モ国家ニ重要トスベキ鐵路橋梁堤防海港等ノ事ニ至リテハ、著シク其完ヲ欠」き、「本邦ノ所謂文明ナルモノハ、只皮相ヲ裝飾スルニ止マリ、施政ノ方向ハ、誠意ニ国家ノ進歩ヲ計ル者ニ非ズト云フノ評ヲ下」したという。建議書の最後に道路整備、運河開設、大河川の堤防工事、築港工事の負担に関して、その財源を国庫もしくは地方の負担とするか公債発行などとするかの議論が展開されている。議論の内容が、省庁の再編や、工部省の本来の役割などの高次元の議論が展開されているので、佐々木自らが筆を執った建議書であったろう。「太政大臣三条実美殿」という宛名書きに続く破線で区切られた後半は、その内容から現場により近い下僚が執筆したものであったろう。提出年月として明治16年としか記されていないが、前述の『沿革報告』には7月とあったので、提出年月を明治16年7月としておこう。

2.2 佐々木高行建議書後半

後半の建議書の、佐々木が執筆したと推測される書き始め部分には、「工部衙門本分ノ職務ハ土木事業ニ在リテ、土木事業ノ在ル所ハ則チ工部衙門ナリト極言シ、併セテ従来管掌セシ事務ノ中専ラ其力ヲ致セシハ、鉄道事業ヲ除クノ外概ネ工部附帯ノ枝業ナル

ヲ以テ、(中略)工部本分ノ務ハ卻テ之ヲ次ニシ本省ノ主務トスル所、単ヘニ百工ヲ勸ムノ一点ニアリシ」とある。繰り返し工部省本務は土木事業の管理で、その他の分野は「枝業」にすぎず、「百工勸奨」の重要性は低いと主張する。この文面に続く、現場により近い佐々木の下僚が記したと推測される文面内容によると、枝業にすぎない「鉦山工作等各種ノ大業」に大規模投資を行った結果、「収入スル所ノ利益モ亦、相償フヲ勉メザルヲ得ズ、故ヲ以テ工部省ノ本務ハ純然タル営業射利ノ姿トナリ」、本務の土木事業拡大を妨げている。「此営業射利ノ目的」が成功しているのかというと、「實際ハ則チ之ニ反シ、遂ニ失敗ヲ招クニ至レル者許多ナリ」と、その殆どが失敗しているとしている。その原因を2つ掲げている。一つは会計処理に関するもので、資本を「興業、営業、倉庫」の3種に分け、それぞれ 固定設備投資、運転資本、政府から借りた倉庫と考えられ、「是等皆各其利子ヲ生ズベキモノナルモ」として、本来ならば政府に毎年支払わなければならない支払利息や賃貸料等の費用項目が今まで計上されていなかった。「又、諸建築ノ修繕及ビ改築ノ諸器械ノ損耗及更造等ノ費途ノ如キハ、年々ノ収入ニ就キ、其全額ノ幾分ヲ除去シ、之ヲ貯ヘテ以テ予メ臨時費用ノ準備ト為スベキモノ」とする。現在の減価償却引当金と称される会計処理を行っていない。この結果、「唯単ニ年々ノ諸費ト所取トヲ照シ、筭モ剰余ヲ見ルアレバ、指シテ以テ其年ノ利潤トナシ、本年ハ幾許ノ収益アリト揚言シ、晏然之ニ処」することになった。これが失敗の原因の一つであった。

もう一つの原因は、そもそも「営業ノ事タル、機ヲ見テ能ク之ニ処」しなければならず、「敢テ日夜ヲ分タズ、又、金銀出納ノ如キ、一定ノ法規ヲ以テ束縛スベカラザルモノアリ」、「殊ニ金銀出納ノ項ニ至リテハ、之ヲ壺人一個ノ專理ニ委スル時ハ、弊害言フニ堪ヘザルガ故ニ、法規以テ之ヲ控制セザルベカラザルハ、官務ノ当サニ然ルベキ所ナリ」としている。諸規則に縛られている官吏は、臨機応変に行動しなければならない営業活動には適応できず、「損益相償ハザルニ至リシハ、実ニ避クベカラザル^(ママ)ノ数ト云フベシ」、「官吏ノ資格ハ営業ノ資格ニ背ケリ」とまで指摘したあと、「営業射利ハ工部省ノ本分ニ非ズトシテ、今日直チニ之ヲ廃止スルモ、亦得策ト云フベカラズ、宜シク権宜ノ措置ヲ以テ、之ガ救済ヲ図ルベキナリ、左ノ如シ」として、工部省をどのように改革すべきかを箇条書きにする。

「第一 土本局ヲ内務省ヨリ移シテ、本省ノ主務トナス」、「第二 鉄道局ヲ置ク、旧ノ如シ」、「第三、電信局ヲ置ク、旧ノ如シ」、「第四 灯台局ヲ置ク、旧ノ如シ」、「第五 工部大学校ヲ置キ、其規模ヲ完フ」、「第六 総務局ヲ置ク」、「第七 鉦山工作ノ各分局

ヲ別チテ、独立ノ各局トス」の7項目からなる。

「第一」は言うまでもなく、内務省土木局の工部省への移管に関することである。何の捕捉説明も加えられていない。「第五」についてはそれまで工作局に属していた工部大学校を本省に直属させ、優秀な学生を教員として採用し、教員から構成される工部卿顧問会の設置を提言する。「第六」においては書記・会計・統計・用度・営繕からなる総務局のうち、営繕課の役割を今までとは異なり「官私ノ依托ニ応ジ、家屋堂院ノ製図及建築ノ監督ヲ主トルモノトシ」^(又脱カ)、「新タニ鉦山課ヲ設ケ、鉦山ノ條例ニ遵ヒ、人民所有ノ鉦山ヲ監督」する役割を担う。「第七」に関して、「其当ヲ失シ敗退ヲ招キシ」、鉦山・工作ノ各分局の管理下にあった各官営工場を独立事業として扱い、「興業資本ハ、悉皆之ヲ棄損スルノ法ヲ講ジ」た上で、前述のような近代的会計法を導入し、「収支相償ハザルモノハ、到底国家ノ損失ナルヲ以テ、断然之ヲ廢止スベシ」とする。ただし「工作局所属船渠ノ如キハ、恰モ人類ノ医院ニ於ケルガ如ク、^(何脱カ)其損益ノ如ヲ問ハズ、之ヲ維持シテ工部省中ノ一局トスルモ、之ヲ放チテ海軍省ニ属セシムルモ、俱ニ其便宜ニ従フモノトス」と、造船所の場合、損益がどうであれ、人間の病院のようものであるとして、例外を認めている。払下げを加速させていた当時の状況を反映している。

最後にこのような改革により、「工部ノ以テ工部タルベキ完純ノ資格ニ帰シ」として、「其本末ヲ正フシ、偏ヘニ卑官ガ責任スル所ノ責ヲ眩フセザラントスルニ在リ、仍テ微衷ヲ開陳シ、敢テ諒察ヲ請フ、謹言」と強い口調で結び、再び「太政大臣三条実美殿」という宛名書きを行っている。

財政緊縮の一つの手段として省庁再編は当時の潮流であった。大隈の前掲「三議一件」には、「第一 勧誘ノ為メ設置シタル工場払下ケノ議」とともに「第二 諸学校ヲ文部ニ統轄シ普通小学ノ補助金ヲ廢スル議」、「第三 御領ヲ定ムルノ議」、「第四 各省中局課ノ分合所属改替ノ件」が掲げられているが、「第四」には省庁再編に関して次の7項目が掲げられている²²⁾。

- 一内務省中ノ土木局ヲ工部省ノ所轄ニ付ス
- 二内務省山林局所管ノ官有山林ノ著大ナルヲ撰ンテ御領トシ其管理ハ宮内省ニ帰シ、宮内省中御領管理局ヲ置ク
- 三内務省中ノ山林局ヲ地理局ニ併ス
- 四内務省駅通局ノ管船課ヲ大蔵省ノ所轄ニ付シ商務局中ニ置ク
- 五内務省中ノ博物局ヲ宮内省ノ所轄ニ付ス

六工部省中ノ電信局ヲ内務省ノ所轄ニ付ス

七内務省所轄官有財産管理ノ事務ヲ大蔵省ノ所管ニ付シ、大蔵省中新ニ官有財産管理局ヲ置ク

「一」の項は、佐々木が先の建議書を提出するのに大きな勇気を与えたであろう。なお、前掲の「三議一件」の「第二」の「諸学校ヲ文部ニ統轄シ普通小学ノ補助金ヲ廃スル議」において、各省庁の役割分担は「財学分業ノ主義」に基づいて「勤労資財ノ冗費ヲ省」ているように、「他（文部省以外－筆者注）ノ省局ニ於テ同一学科ヲ開設シテ生徒ヲ教育スルハ、寔ニ重複ノ事務ニシテ啻ニ分業ノ便利ナキノミナラス、勤労資財ノ冗費モ亦タ鮮ナカラサルナリ」、その具体例として「司法省ニ法律学校ヲ有シ工部省ニ工部^{（大隈）}学校ヲ有スルカ如ク、（中略）宜ク此際挙テ文部ノ所轄ニ帰スヘクナリ²³⁾」と提言している。

さらに大隈は明治13年11月、農商務省設立の契機となった建議書²⁴⁾を伊藤と共同で提案した。同建議書によると²⁵⁾、財政緊縮を行うために、官業払下げや省庁再編などを行ってきたが財政緊縮効果は少ない、「然リ而シテ事務ノ分合上最モ急要ト認ルモノハ、各省分任ノ事務中農商ニ関スル事務ヲ一省ニ集合スル是ナリ²⁶⁾」として、大蔵、内務、工部の各省から農商に關係する部局を一省に集中すれば「事務ノ冗重ヲ省キ農商勸奨ノ全体上ニ一層ノ改良ヲ視ルハ疑ヲ容レサルナリ」、「前陳ノ次第ナルヲ以テ此際農商務省ノ一省御創設アランコトヲ冀望ス」とした。同年11月に裁可を得て、翌年14（1881）年4月に農商務省設置が決定された。

2.3 佐々木高行の回答督促意見書

参議として参加していた太政官内においてこれらの議論経過と結果を見聞きしてきたであろう佐々木は、三条実美宛の先の建議書に対する回答を督促する意見書を明治17年3月、三条宛てに提出した²⁷⁾。「高行曩ニ工部省ノ事務多ク其整理ヲ欠キ損益相償ハサルヲ痛慨シ、千思万慮之ヲ欧西ノ典故ニ取り漢土ノ文献ニ徴シ工部省ハ土木事業ニ専任シ、（中略）其他枝葉付帯ノ事業ニ至リテハ更ニ改廢転属ノ措置ヲ為スヘシトノ意見ヲ定メ」と、先の建議書内容を繰り返し要約した上で、「以テ上請スル所アリシニ未タ其裁可ヲ得ス」と高圧的態度がうかがわれる。もし「高行カ卑見ヲ嘉納シ土木ノ事業ヲ挙ケテ工部省ニ委シ、従前内務省土木局ノ制ヲ改メ」という提言に対して「認可アルニ至ラハ、其事タル大且重ナルヲ以テ該主務ノ長官タル者宜シク撰任ヲ鄭重ニシ専ラ其

人ヲ得ルヲ勉ムヘシ、畢竟事業能ク其功蹟ヲ奏セハ、高行敢テ路ニ茲ニ当ラサルモ毫モ遺憾ナカルヘシ」という。該主務の長官を慎重に人選し適切な人事を行い、結果として事業が円滑に進むならば、職を辞しても全く遺憾ではないとまで主張した。この意見書の後段に「又現ニ工部省ニ於テ管理スル所ノ各局其他将来措置ノ方向ニ就キテハ、今仮リニ工部大学校ヲ以テ文部省ニ付隸セシメ、電信局ヲ駅通局ニ合併セシムヘシト定ムルモ」、
「前ニモ陳スル如ク工部省ヲ将来ニ保続スルノ目途遂ニ之レ無シト云フモ可ナリ、庶議或ハ工部省ヲ廢絶スルノ点ニ決セハ已ムナシ」とあり、佐々木は「庶議」であれば工部省の解体もやむを得ないという覚悟を示した上で、「其レ然リ、高行敢テ請フ、往日ノ上請ニシテ実ニ裁可ヲ得サルノ理由アラハ」と前回提出した建議書が裁可されない理由を教示いただきたいと訴えたのである。さらに、「再伸」として、「李仏二国工部省事務概略二本今訳シテ高行カ手ニ蔵セリ、仍テ進呈ス、若シ一覽ヲ賜ヒ万ニ参考ニ供スルヲ得ハ、幸甚」と、フランス、プロシア両国の工部省組織を紹介した「仏蘭西工部省職制」と「リヨン氏李国政法論抄訳・李国工部省」を添付した。

先の建議書への高圧的な文言で満たされた回答督促は異例のことであったようで、三条実美は井上馨に佐々木のこの建議書を示して彼に相談した。建議書に添付された井上馨の三条宛て書状から分かる。

工部省事務改革之儀に付該卿意見書被相添御来示之趣敬承仕候、本案ニ付ては親敷工部少輔の所説をも相承候に付委曲了知仕居候儀に有之、其大体之趣意に於ては元より小官も同意に有之賛成仕候儀ニ御座候へとも、大に人才を得るにあらざれば、右意見書の趣旨貫徹仕間敷、然る時は反而為さざるに若かずとの悔を生候様迄至可申与存候、右不取敢御回答申上候也

十一月四日

馨

右府公殿下

右府とは右大臣のことであるが、当時太政大臣にあった三条実美を指している²⁸⁾。工部卿の建議書の内容を承知した。井上は親しい工部少輔の建議書についても報告を受けており、「委曲了知仕居候儀に有之」としている。工部少輔は明らかに渡辺洪基のことで、『沿革報告』に「九月工部少輔渡辺洪基工部省ノ職務ヲ整理スルノ大綱ヲ縷述シ之ヲ太政官ニ建言ス²⁹⁾」とあるように、明治17年9月に彼の建議書の内容は公表されていた。その情報をすでに井上は入手していて、大体の趣意については賛成するが、

「大に人才を得るにあらされは」、佐々木の建議書の趣旨は貫徹しない。何もしない方がよいという結果になりかねないと井上は三条に回答した。「人才」は渡辺洪基のことであったろうか。

3 工部少輔渡辺洪基の「工部省職務改正ノ議」

佐々木の回答督促意見書提出の半年後の明治17(1884)年10月、工部少輔の渡辺洪基は「工部省職務改正ノ議³⁰⁾」と題する建議書を「太政大臣公爵三条実美閣下」宛てに提出した。同年7月「十九日元老院議官渡辺洪基工部少輔ニ転任³¹⁾」しており、佐々木の回答督促意見書提出の3か月前に着任したところであった。

渡辺は福井藩士の医師の長男として生まれ、早くから藩外に学問修業の旅に出ている³²⁾。福井城下で蘭学や漢学を学んだあと、江戸の佐倉医塾順天堂、幕府開成所に入り、さらに慶應義塾にも入塾する。開成所では松本順庵に師事し、江戸城無血開場後も戦闘を続ける幕府軍の敗走先の会津に向かう松本に付き従うことになった。若松城落城後に松本は庄内藩に敗走し、渡辺は師を追う途中、洋学・医学教師として懇願されて反政府側の米沢藩に留まり、維新後に東京に帰り、大学南校に入学し大学小助教に任ぜられる。外務省任官後、岩倉遣外使節団に随行する。明治6年にオーストリア・イタリア公使館に勤務した後、国内では目立たない活動をしていた。万年会、統計協会、東京地学協会、国家学会、工学会、亜細亜協会などに所属し、「地域に根ざした知を喚起して衆智と化し、そのようにして各地に叢生した衆智を結び合わせることで、これまでの中央指導の知の流通に対抗しようとし³³⁾」た。明治11年4月28日、自らが創設した万年会で大鳥圭介に出会う。彼は元幕府歩兵奉行で、五稜郭の戦いに参戦した幕臣である。敗戦後に捕縛されたあと、開拓使に採用された³⁴⁾。岩倉遣外使節団に随行後、明治8(1875)年1月工部省に採用され、6月には工学頭に着任している³⁵⁾。明治11年1月、工部省の各寮が廃止され、工学寮は工部大学校に改組され、工作局の管理下に入るにともなって、大鳥は工作局長に就任し、彼が工部大学校の事務を総理することになった³⁶⁾。少し後のことになるが、同年4月15日、工部大学校の建築工事が竣工したこともあって、工部大学校開校式が開催され、天皇ばかりでなく「皇族大臣参議勅任奏任官外国公使書記等」が招かれ、伊藤博文、大鳥圭介、工部大学校都検のダイアー等も参列してそれぞれが挨拶を行った³⁷⁾。大鳥は次のように挨拶した³⁸⁾。

百工ハ国家經濟ノ基本庶民衣食ノ根源ナリ、工芸昌ナレハ地開ケ業進ミ産殖ヘ財豊
カニ上下ノ富穰衆庶便益隨テ生ス、明治四年八月本校ヲ經始シ今ヤ功竣ルヲ告ケ、
陛下ノ親臨ヲ辱クシ以テ寵光ヲ海内ニ發揚ス本校ノ榮何ヲ以チ之ニ加ヘン、恭シ
ク 聖旨ノ厚キヲ仰キ臣等益以テ黽勉職ヲ竭シ生徒ヲ育成シ、以テ濟生利民ノ実効
ヲ觀ルコト將ニ近ニアラントス

百工は国家經濟の基本、庶民の衣食の根源であると、百工の重要性を指摘し、技能や技術が発展すれば、活動領域が拡大し産業が盛んになり、国民全てが豊かになり、庶民にとって有益なことになる。このたび、天皇が来校くださり、これ以上の光栄はない、天皇の挨拶の御趣意をくみ取り、工部大学校において学生達の教育に尽力すれば近い将来「濟生利民ノ実効ヲ觀ルコト」になるだろう、と言うのである。天皇ばかりでなく同席した政府重鎮等に対して工部省や工部大学校の重要性を最大限にアピールしようとしている。大鳥が工部省および工部大学校の存続に強い危機感を懐いていたことを示唆している。

明治15年5月、渡辺は元老院議官に任ぜられ³⁹⁾、追いかけるようにして大鳥は同年12月に工部大学校校長(8月工作局長から転任)を辞職して、元老院議官に就任した⁴⁰⁾。さらに渡辺は設立当初工部大学校卒業生が工学の発展と卒業生相互の親睦を計るための組織である工学会⁴¹⁾に参加し、明治17年1月に大鳥の後を受け継ぎ工学会副会長に就任した。そして同年7月に工部少輔に就任したのである。予め計画されていたかのような人事であった。大鳥は佐々木の建議書を十分に支援できる知的能力を持つ人物を辞補グループコンネクションを介して捜していたのではなかろうか。前述のように渡辺は、明治17年9月にその内容を省内において「縷述」し同年10月に太政官に「工部省職務改正ノ議」を建議したのである⁴²⁾。6つのセクションからなり、それぞれの表題は、「工部省職務整理ノ議」、「工部省職務改正ノ事」、「第一 海陸運輸及灌溉ノ事」、「第二 鉦山ノ事」、「第三 營繕ノ事」、「第四 工部大学校ノ事」であった。

建議書の前文には「其擬議スル所ハ固リ本官ノ同意スル所ナルノミナラス、爾來本官カ担任經理スル所ノ事務一途此方向ヲ取ル此勢ヲ持續シ、而シテ工部省ノ設置アル以上ハ是ノ如キノ改正ナカル可ラサレハ理ノ当ニ然ル可キ事ニシテ、而モ時機ハ既ニ到レリト確信ス」という佐々木の文言が添えられている。渡辺の建議書の内容は佐々木の考えと一致するばかりでなく時勢はその方向に向かっており、工部省を存続させるためには建議書のような改革が是非とも必要なことは当然のことで、今や改革の時機であると確

信するとして「仰願クハ篤閣議ヲ尽サレ採択スル所アラン事ヲ、謹言」と結ぶ。渡辺の建議書の字数は合計 8289 字で、佐々木のものを上回っている。

3.1 「工部省職務整理ノ議」

最初の「工部省職務整理ノ議」では省庁配置に関する原則論を展開する。「分業ノ道精シキヲ得配置ノ法宜シキヲ得レハ、則チ大政府ノ下各省ノ内業務ノ重複事緒ノ錯雑ナク、秩序井然行務流ル、カ如ク労費節スル所アリ、政事ノ効積ハ最モ大ナルヲ得ヘシ」と、前掲の大隈の「財学分業ノ主義」に通じるところがあり、分業の原則に基づけば省庁の業務が重複することなく、労費が節約され、運営効率が最大化される。「外交ノ事務ヲ外省省ニ任シ、軍防ノ事務ヲ海陸軍省ニ任シ」というように、各省庁はそれぞれの役割分担に応じて配置されている。しかしながら、工部省の「管理スル所ノ者、海陸運輸及田圃ノ灌溉ト、之ニ密接スルノ鉱山管轄ノ事務ヲ以テ至当トスル所ナリ」と、鉱山を土木と同列に置いていることには疑問があるが、「但郵便電信ノ事務ノ如キ意志ノ運輸交通ノ機関ハ、(中略)唯其実際関係スル所ノ多少ニ因リ苟クモ農商工ノ用ヲ以テ大ナリトセハ農商務ニ属スヘク、苟クモ内地政治上ノ関係大ナリトセハ之ヲ内務ニ属スルモ可ナリ」と、郵便電信ノ事務については農商務省、内務省の業務とも重なり、「分業配置ノ方法」に適合しないことを率直に認めて、自らが所属する工部省に対しても客観的に評価しようとしていることを印象づけようとした。続けて「是ノ如ク事務判然区分スヘキカ如クナルモ一モ相離レテ孤立独行スヘキモノニ非ラス、事業相通シ効用相兼ネ大政ノ枢機ニ合スルヲ要セサル可カラス、但其分任スル事務分合和ヲ得サレハ行務ニ支吾ヲ生シ、煩閑平ヲ失スレハ事周到ナラサルニ至ル、是分業配置ノ方法ニ於テ最モ慎マサル可カラス所ナリ」とする。このように役割分担を明確にすべきであるが、それぞれの役割は独立しているものではなく相互に関連しており、互に連絡し便益を与えあうことは政権運営に欠くべからざるものであり、業務を分割・併合するに際して和を得なければならないし、分割された業務の「煩閑」のバランスを取らなければならないと、「分業配置ノ方法」の基本原則について言及した。

3.2 「工部省職務改正ノ事」

「工部省職務改正ノ事」の項においては、「維新ノ際主トシテ機械工芸ノ長ヲ西洋ニ取リテ、(中略)一蹶以テ文明ノ観ヲ装ハント欲シ大ニ洋人ヲ聘シ、内地ニ於ケルモ苟クモ西洋法ノ学芸ニ通達スル者アラハ之ヲ集メ、以テ官府自ラ業務ヲ経営シテ以テ富国強

兵ノ基ヲ建ントシ、次テ其学ノ興サ、ル可カラサルヲ感シテ学校ヲ興シ」と、これまで工部省が実施してきた技術移転政策や御雇外国人雇用によって実施してきた官業政策は富国強兵の基礎であり、そのための科学技術を興隆させる重要性を認識し学校を設立したと、工部省の官業政策を肯定的に評価した上で、これに費やした金額に比しその成果が乏しいので「是モ政府ノ事業ニ非ラストシテ民業ニ移シ彼モ得失相償ハストシテ廃棄ニ付シ」、その結果、「今日ニ至リテハ鉄道電信灯台ノ三局工部大学校ノ一校ヲ存シ、営繕鉦山ノ如キ唯総務局中ノ一課トシテ残喘ヲ保ツノ形況」に至った。「本省事務ヲ執ルノ精神ヲ熟視スレハ、事皆ナ政務ノ大体ニ関スル海陸運輸灌溉等ニ至リテ其方策ヲ定ムルニ任セス、殊ニ政府所定ノ規模経画ニヨリテ其工芸ニ属スル部分ヲ作営スルニ止リ」と、工部省本来の業務である海陸運輸灌溉等の業務が予定通り進展せず、「その工芸に属する部分」とは佐々木が先に述べた「枝業」の官営事業のことであろう、その設立ばかりに従事する。「方策ニ係ルノ事ニ至リテハ、偶々内閣ノ下問アリテ之ニ答弁スルコトアルモ、凡百立法行政ニ関シテ一ニ政府ノ指令ヲ仰クノミ、是レ豈内閣大臣ヲ以テ長官ヲ兼ネ、他ノ各省ト並立シテ大政ノ主務ヲ統フルノ規模ニ合フモノナランヤ」と、本来の業務に関して政府の指令を仰ぐのみであり、内閣大臣を参議、長官を省卿を指すものと考え、参議・省卿兼任⁴³⁾の下ではバランスの取れた「大政ノ主務」を行うことはできないとして、明治政府の制度上の問題点を指摘した。歴代の参議・工部卿を兼務した伊藤博文等を批判しているようにもみえる。さらに一定の改革を得た諸官業についても「陸海運輸ノ主要タル鉄道灯台ノ事業経画ノ方針ナク、営繕鉦山之ヲ管理スルノ規模ナク、工学ノ校又其帰着スル所ヲ明カニセス、恰モ事業ニ精神ナク関接ナク、支離錯雑セル事業ノ集合シタル者ヲ筭クモ処弁スルノミ」と政策の迷走ぶりを厳しく批判し、「大政府ノ一省ヲ要センヤ」として、「寧ろ工部ノ一省ヲ廢シテ鉄道灯台ノ二局、民工鉦山管理ノ事務ヲ土木ト共ニ内務省ニ属シ、官工ノ鉦山及営繕ハ之ヲ大蔵省ニ属シ、工部大学校ノ如キハ勸工ノ一部分トシテ之ヲ農商務省ニ属スルノ簡約ナルニ加カサルナリ」とするのである。鉄道・灯台の2局と民工鉦山を土木とともに内務省に、官工の鉦山と営繕を大蔵省、工部大学校を農商務省に配属させた方が「配置ノ法ハ其当ヲ得レハ、事務ノ連絡宜キヲ得タリト云フヘシ」と、自ら工部省解体論を持ち出す。

ところが、続けて「然ト雖一省ノ管理スル事務ニ各分量アリテ越ユル能ハス、是ノ如キハ分業ノ道ニ於テ未タ其当ヲ得タリト云フ可カラス」というのである。前述の「煩閑平ヲ失ス」る省庁の場合、分業の理が当てはまらない。内務省は、「府県ノ行政ヲ統括スルノ外地積民口ヲ整頓シ、非違ヲ檢察シ宗教ヲ管理シ衛生ヲ統ヘ兼テ囚徒ヲ警戒ス」

などの過大な業務を担当している。また、府県会がすでに設置され、これから国会開設に向かうに依じて「之ヲ統御シテ以テ国家ノ治安ヲ維持スルノ責、実ニ重ク且ツ煩ナリ」とする。「以テ道路橋梁河渠港湾鉄道灯台ノ如キ一ノ専門學術ヲ以テスヘキ、全ク種類ヲ異ニスル者ヲ管理スルノ暇アランヤ」と、「道路橋梁河渠港湾鉄道灯台」のような土木事業は専門的知識を必要とするので、内務省においては府県の行政、地積民口の整頓、非違の檢察などの異種業務を行う余裕はないのではないか、というのである。

また大蔵省についても「営繕及ヒ官工鉦山ヲ管理スルカ如キ亦タ財政ノ事務是日モ足ラス、全ク異種類ノ事務ヲ為スニ堪ヘンヤ」と財政業務に忙殺される大蔵省の「鉦山及営繕」の管理能力を疑問視した。さらに工部大学校の農商務省への移管に関して「此学タル普通ノ文学ニ異ニシテ務メテ学事ト実業ト相近接セシメ、常ニ之ヲ実用スルノ意想ヲ養成セサル可カラス」、これに対して、「農商務省ハ人民ノ工芸ヲ保護スル者ニシテ、是等学校ニ於テ学ヒ得タルノ事業ヲ実行スルノ省」ではないと断言する。工部省解体論を逆手に取って、「然ラハ則チ是等ノ諸件ヲ合シテ一省ヲ置キ、内閣大臣ヲ以テ之ヲ統ヘシムルノ最モ至当ニシテ最モ至便ナル自ラ明カ」であるとする。

然ラハ則チ本省従来ノ精神ヲ一変シテ、純然タル政治ニ関スル一省トシテ方今内務省ニ管掌スル土木ヲ并セ、電信ヲ以テ郵便ニ合セテ内務若クハ農商務ノ所管トシ、本省ノ事務ヲ分ツテ第一道路橋梁、第二川溝灌漑、第三海港灯台、第四鉄道、第五鉦山、第六営繕ノ諸局トシ、付スルニ工部大学校ヲ以テシ、以テ其規模ヲ完備ナラシムヘシ、而シテ其各務ニ就テ其方向ヲ定メ之カ改良ヲ謀ラサル可カラサルナリ

内務省から土木を吸収し、電信と郵便を内務省もしくは農商務省に移管するものとして工部省の新たに設置すべき6部局、道路橋梁、川溝灌漑、海港灯台、鉄道、鉦山、営繕を掲げ、工部大学校も管理下に置くことを提言した。

3.3 「第一 海陸運輸及灌漑ノ事」

この項は内務省から土木局の権限を奪い取ろうというのであるから、詳細な議論が展開されている。2340字に達する。「道路橋梁鉄道溝渠河川港湾海路各々其用アリ、欧州各国ノ如キハ皆ナ全備セサル者ナキモ、(中略)相連関シテ一モ之ヲ分離スル能ハス、況ンヤ本邦ノ如キ富未タ欧州大国ノ比ニアラス」と、道路・橋梁・鉄道・溝渠・河川・港湾・海路は相互に関連しているので、どれも分離することができない、特に後発国の

日本においてはそれぞれの土木事業の相互関連性は重要である。「然ルニ河川堤防道路橋梁溝渠港灣砂防繫船揚ノ土木ハ内務省ニ属シ、鉄道灯台造船等ハ之ヲ工部省ニ属ス、(中略)故ニ各省分任ノ事業ハ自ラ其目的方向ヲ統一セス」、具体例として、「鉄道ノ線路ト方向ヲ同フシテ一大新道ヲ穿ツアリ、築港ノ議論ニ甚タ熱シテ灯台ノ之ニ伴ハサル者」などと、同一方向に新道と鉄道を敷設したり、港を築いても灯台建設が伴わないとする。さらに「是ノ如ク各地其趣ヲ異ニスルノミナラス、各所ニ事業ヲ興スヲ以テ之ヲ提理スル其官吏ナク、之ヲ実行スルニ其工手ナク學術ヲ参セス経験ヲ用ヒス、或ハ有限ノ聞見ニ依リ浅薄ノ学識ヲ頼ミテ不相応ノ大事業ヲ興スモノアルヲ致ス」とする。工事の種類が異なるのみならず、これに応じて現場で異種の工事を管理する担当技術者や工事を実施する職人もいない、関係する技術書や実地経験も参考とせず限られた見聞や「浅薄ノ学識」に頼って能力以上の大工事を実施する場合も見られる、と手厳しい批判を行う。

さらに内務省や工部省の土木工事費総計は多大な金額に達し「明治十三年度ノ統計ニ因ルニ、河川港灣汐除溝渠道路橋梁ニ費ス所、国庫ヨリ出ス者二百二十八万円弱、地方税及協議費ヲ合セテ六百五十万円、鉄道灯台ニ費ス所無慮四拾万円、之ニ工部省ノ費額五十余万円、此他各地方ニアリテハ所謂有志者ノ捐金供役亦少ナカラス」、*「金額ノミヲ概算スルモ一千余万円ニ下ラス、(中略)之ヲ我人民ノ実力及国家ノ歳入ニ対称スルトキハ、殆ント各国ニ比類ヲ見サルノ費用ト云フヘシ」*とした。このように諸外国と比較しても莫大な経費をかけているにもかかわらず「实用ハ却テ僅少ナルヲ致ス」のは「政治上ノ分業配置其宜シキヲ得ス、制度上事業ノ統一ヲ欠クノ致ス所ナリ」と糾弾する。具体的にどうすればいいのか。鉄道が開通するとそれに連絡する道路や橋梁の建設、海路が開かれれば「連接スルニ港灣ノ修築ナカル可カラス」、またこれに応じて要所に灯台を設置しなければならない。「又本邦土木ノ堤防溝渠河川ニ於ケル、皆ナ田畝ノ灌溉其主旨ニ属シ、運輸ノ利ト并ヒ考ヘ軽重偏倚スル所アル可カラス」、我国では河川水路の堤防工事は田畑への灌溉用と考えられがちであるが、運河としても利用可能で両方の用途も考慮する必要がある。しかし「鉄道灯台造船等ハ之ヲ工部省ニ属ス、而シテ天下ノ土木則チ内務省ノ管理ニ帰スル者、挙テ府県会議ノ定ムル所ト地方官ノ意匠ニ任ス、故ニ各省分任ノ事業ハ自ラ其目的方向ヲ統一セス」と、工部省、内務省本体、府県会議、地方官、それぞれが独自の方針に従ってばらばらに工事を行うというのである。「是レ即チ此事業ヲ統轄シテ一所ニ管理セサルヘカラサル所以ナリ」とし、「而シテ其事業ニ至リテハ特ニ全国ノ利害ニ関スル者アリ、国費ヲ以テ之ヲ為サル可カラス、一國

ト一地方ト其利害ヲ分ツ者アリ，其費用ハ国庫ト地方ト分担セサル可カラス」と、工事の費用負担について言及する。基本的原則は受益者負担としている。

この議論の最後に、費用徴収方法について言及し、「但道路橋梁及灌漑防溢ノ土功ノ如キ、之ヲ建設シ及保持スルノ費用ヲ徴収スル方法ノ如キハ各地ノ慣習法規アリ、皆ナ内務ノ与ル所、本省ノ管スル所ニアラス、且道路橋梁鐵路港湾灯台等其規模ヲ定メ、利害ヲ判スル特リ主務者ノ任ノミナラス、内務農商務ニ関スル者アリ海陸軍ニ関スル者アリ財政ニ至リテハ大蔵ニ関スルアリ、別ニ評議会ヲ開キ之ヲ論評スヘキナリ」としている。「但」に続く土木事業については内務省や地方官等が管理する分野を指すと見られ、その費用分担は各地の慣習や法規に従う。すべて内務省が関与し、工部省が管理するところではない。「且」以下の「道路橋梁鐵路港湾灯台等」の工事に関しては一定の基準を設け、工事によって生じる利害の程度を担当部局だけが評価するのではなく、内務、農商務、陸海軍、財務を担当する大蔵省が参加する「評議会」を組織すべきことを提言した。

3.4 「第二 鉱山ノ事」

ここでは、「鉱山ノ事業ハ、農商務省ノ所轄ニ属スル工業ノ如キモ、之ヲ土木ヲ管理スルノ省ニ属スル」として、鉱山事業は工業に属し農商務省の管轄だが、土木を管理する工部省の管轄であるとし、「宜シク鉱山ノ探索ト民業ノ保護ヲ眼目トシ」と、改革後のこの部局の任務についても言及した。わずか177字で終えている。

3.5 「第三 営繕ノ事」

本項では、営繕は土木事業に近接しているので、工部省の管理下に入るのは当然だというような文言で、今までのような理屈を通そうとしていない。営繕は新政府設立当初から土木関係の部局に配属されてきた。一方「此間各庁便宜起工スルノ漸ヲ為シ、営繕ノ事タル分離滅裂シテ統裁スル所ナク」、それぞれの省庁に「営繕課」が設置され、全体を一括管理する部局がない。建築は建築学のような「特リ学問ノミヲ以テ足ルモノニ非ス、数多ノ経験ヲ要スルハ、(中略)欧州ニ在リテ欧州ノ建築術ヲ為ス尚ホ然リ」と、建築には学術的なものだけではなく経験が必要であることはヨーロッパの事例からも明らかであるし、さらに「本邦ノ如キ東西相隔リ風土大ニ異ニ、政俗相遠キノ所ニ於テ其學術ノ精ヲ撰ミ、其法ヲ採用シテ之ヲ実地ニ施スニ於テオヤ」、「唯漫ニ外観ヲ摸倣シテ一朝之ヲ擬ス危険モ亦極レリト云フヘシ」と、日本は東西の隔たりが大きく風土や政俗

が異なり、それぞれの地方には地域独特の伝統的建築技法があり、精緻な建築学を実際の建築に適應することを問題視した。また漫然と外観だけを模倣して短時間で建設することは危険極まりないとする。このような失敗事例は日本ばかりでなく、「英人ノ印度ニ施セル建築其失敗歴々書ニ載ス」と、イギリスがインドで施工した建築物の失敗事例が多数あり、「此弊ヲ防カントスル、學術ト実地ノ経験トヲ利用スル」ための具体的部局として「英ニハ工部局アリ仏ニハ工部省中堂宇家屋宮殿局」をあげる。それらの任務は、「皇居宮殿官庁ノ建築ハ之カ計画監督ヲ為スヲ主務ト」すること、「并セテ人民ノ委託ヲ受ケテ之ヲ為シ」、さらに「建築條例ニ拠リテ官民家屋ノ構造ヲ制限シ、火災ヲ予防シ検査官ヲ置キテ之ヲ監察セシム」と、建築条例に基づき官民の建築物に一定の制約を課し、火災予防のための検査官を配置することである。「故ニ官民家屋ノ制皆統一スル所アリテ學術経験ニ集成スル所アリ」と、官民の家屋に関する法律を管理する部署や専門的建築技術を研究する部門を配置している。「本邦亦豈此事ヲ欠キテ可ナランヤ」と、我国においてもこのような部局は必要だとして、すでに工部省は様々な建築物を建設して「経験ヲ重ネテ發明スル所少ナカラス」、*「學術ニ至リテハ工部大学校養成スル所ノ造家學士陸続輩出」*しているので、イギリス、フランスのような部局と同じような役割を果たすことができる。「希クハ官民造家ノ計画監督ヲ統括シテ以テ冗費ヲ省キ經濟ヲ致シ、公私ヲ利シテ富強ヲ助クルノ目的ヲ達スルヲ得ン」とするばかりでなく、英仏と同様に「建築條例ヲ設クルノ時運ニ至ラハ、一般家屋ノ構造ヲ監督シ、市井ヲ改正シ建築ヲ改良スルノ任ニ当ラシムヘキナリ」と将来展望まで行っている。

3.6 「第四 工部大学校ノ事」

最後の「工部大学校ノ事」を見ていこう。前述のように、大隈の三議一件の「第二諸学校ヲ文部ニ統轄シ普通小学ノ補助金ヲ廢スル議」において示された「財学分業ノ主義」に基づくと工部大学校は文部省の管理下に置くべきであるとしていることに理解を示し、「工部大学校或云之ヲ教育ノ一部トシテ文部ニ属スヘシト、現今ノ如キ大学三学部現今ノ如キ工部大学校ナラシメハ或ハ然ラン」と書き始めている。東京大学三学部、すなわち理学部・文学部・法学部と工部大学校の教育的役割が同じであるならば、文部省の管理下に移行することは当然のことである。

大学ハ則チ學理ノ蘊奧ヲ極メ、其學理ノ用ヲ拡張シ以テ社会ニ益スル者ナリ、其學理ノ成ヲ仰キ各業ノ専門ニ就キテ之ヲ適用シ兼ネテ実業ニ従事スルノ志想ヲ養成

シ、直チニ取りテ国家ノ経済ヲ利スルニハ別ニ其学校ヲ設ケサル可カラス

大学は学理の蘊奥を極めて、理学の応用を広げ社会に貢献することであるが、理学の成果に注目して各産業分野へ応用し実業に従事するための「志想」を養成し、国家の経済力を高めようとするには別の学校の設立が必要であるとする。工部大学校はその一つで、「土木学機械工学造船学電気工学造家学製造化学鉱山学冶金学皆之ヲ實際ニ用ヒ」と、明治18年の『工部大学校学課並諸規則』の「専門科」の項に記載されていた8学科名を記載順にすべて掲げて⁴⁴⁾、「以テ直チニ国家ノ経済殊ニ政府本分ノ事業ニ於テハ通常土木ノ事及鉄道灯台等アリ、鉱山造家造船及機関ノ如キ政府之ヲ保護監督スルノ務アリ、是等ノ事ニ従ハシムルモノヲ養成スル、此設置実ニ欠ク可カラス」とするばかりでなく、「抑兵事ニ用ユル工学ト云フモ其原理ニ至リテハ一モ異ナル者ナク、築城ノ如キハ土木ニ属シ銃砲ヲ鑄鍊スルハ冶金若クハ機械工学ニ属シ、砲車其他ハ器械ニ属シ火薬製造ハ化学ニ属シ、其他造船鐵路電工其學術ニ至リテハ皆相異ナルナシ」と、軍備増強にも利するとする。

また、慣例であるかのように、欧州の事例を持って来る。「仏蘭西独逸奥太利ノ工芸学校エコールポリテクニクニ於ケルカ如ク、學術ノ程度ヲ高尚ニシ其實用ノ地ニ密接セシメ學術ト実地ト共ニ進メテ」いるので、「遂ニ本邦學術上独立ノ基礎ヲ建ツヘク」とした。

渡辺は、高尚の学術を実地応用するという原則に違反しているのではないかという後ろめたさがあったのであろう。「従来本校ノ組織タル本省従前ノ組織ト其精神ヲ一ニシ工芸ニ属スル専門学校ノ如ク、官民一般ニ用ユル工芸家ヲ速成スルカ如キモノアリ、然レトモ本邦欧州ノ文化ヲ受クル日尚浅ク、民業ニ属スル學術ノ応用未タ其度ニ適セサルヲ以テ、是等高尚ノ學術未タ幼稚ノ民業ニ用ユルヲ以テ目的ト為スヲ得ス」という。「工芸家」を職工と解釈して、工部大学校は職工を養成する学校のように見えるが、維新以降ヨーロッパからの科学技術を受け入れてまだ年数を経っていないので、民間において高度の技術を導入できるだけの民間会社は育っていない。工部大学校の高尚の学術を実地に応用するという本来の目的を達成することができていない。近年文部省が管理する職工学校が設置されたので、「宜シク此事ヲ彼ニ譲ルヘシ」とする。それに対して「本校ハ宜シク官工ニ属スル土木鉄道電信灯台造船造兵及ヒ鉱山ノ監督奨励、並ニ蒸気機械ヲ用ユル者ノ監督奨励ノ官用ニ当テ」、さらに「其専門學術ノ蘊奥ヲ極ムルヲ以テ目的ト」している。「恰モ海陸軍ノ士官生徒ヲ養テ其用ニ供スルカ如ク」と、工部大学

校と高度の技術を必要としない民業との関係が深いという矛盾を繕うために、海陸軍士官学校の事例を持ってきた。「平時若クハ人員幾分ノ余裕ヲ以テ民用ニ供スルヲ以テ尚余リアリス、本校ノ組織是ノ如シ、上文已ニ論スル如ク其实業ニ密接スルヲ可トス」と、士官学校でも余裕があれば民間に人員を提供することがあるのと同じであるとして、民間への「工芸」提供は問題ないとする。

明治16年7月の佐々木の建議書に対する17年3月付の回答督促を受け取った三条が井上馨に相談したことを示す井上の前掲三条宛書状の日付が11月4日であったこと、渡辺の建議書の日付が、明治17年10月であったことを考え合わせると、予想される反論を受け入れながらも提案内容が正当であることを理路整然と主張する渡辺の建議書は、太政官政府に大きな影響をあたえたようで、建議書の最後に内閣秘書官の大臣宛て書面が配されていた。大臣は三条であろう。その下に花押が描かれている。続けて「工部卿建議工部省整理之事、右回覧ニ供ス」と記され、大木、伊藤、山県ら参議11人の名前欄が配置されてそれぞれの欄には花押もしくは押印が確認できる。この書面の日付が明治17年10月で、佐々木の建議が明治16年7月に提出されているのであるから1年以上も経過している。さらに「右回覧ニ供ス」という文言の上に「本件ハ特ニ御評議可有之ニ付夫迄秘筐ニ豫留之事 十一月十四日」という文言を記した付箋が貼付されていた。佐々木の建議書に対する17年3月付の回答督促提出もあいまって渡辺の建議書提出の影響があったのであろう。特別に審議が必要だということで、11月14日に渡辺の建議書は秘筐に予留されることとなり、審議は先送りとなった。また、渡辺の建議書は、伊藤博文が生前に手元に集めた多数の書簡や意見書・建議書を分野別に分類して刊行された秘書類纂（全24巻）という資料集のうち『官制制定資料』第9巻⁴⁵⁾に、ほぼ同一内容の「工部省職務整理之議」と題する伊藤の意見書のように見える文章が集録されていた。伊藤は渡辺の建議書に共感したことを示している。

4 工部省の解体と帝国大学工科大学の設立

このような工部省への土木工事集約論は、土木局を抱え土木工事を主要業務とする内務省の反撃に合う。当時の内務卿山田顕義（長州出身）は、地方補助政策に関する大蔵省との交渉の不手際や、工部省の土木局引渡要求に適切に対応しなかったことにより政府トップや内務省下僚から信頼を失い、明治16年6月、山県有朋に内務卿の座を譲らざるを得なくなった⁴⁶⁾。

明治17年1月、内務省土木局長に着任した三島通庸は、内務省においては「土木行政と府県会管理等の地方行政とが密接不可分の関係にある⁴⁷⁾」という立場から、逆に工部省の土木関係業務を内務省に吸収すると、工部省には省として存立しうるだけの業務は残らないと主張し、工部省と真っ向から対立することになった。両省の存続をかけた対立構造が明るみになった。折から、それまでの太政官制を廃止し内閣制度創設を目指していた伊藤⁴⁸⁾は、薩長派閥や宮中派など様々な派閥争いや省庁間権限争奪戦の中で、同じ長州出身の山県との提携を強化しようとして内務省に譲歩したという推論に到達せざるを得なくなる。御厨は、内務省と工部省との間の土木関係業務の争奪戦の事例ばかりでなく、山県が明治18年2月、三条に提出した「地方経済改良ノ議」に記された「民力委恭シテ殖興産業ノ事業振ハズ、経済ヲ回復増進スルノ大計ニ関スル術策ハ各省共目的ヲシ互ニ翼賛シテ国力ノ挽回發達ヲ図ラザルベカラズ。(句点は引用資料のまま-筆者注)蓋シ経済ノ事タル其干渉スル所ノ事項区域極メテ広ク、殆ンド各省ニ渉ラザルハナシ。就中内務、大蔵農商務工部四省所管ノ事務ハ恰モ輔車ノ関係ヲ有シテ相離レザルモノ多シ⁴⁹⁾」という、内務省、大蔵省、農商務省、工部省の4省間に業務権限争奪争いがあったことを示唆する文言から、4省間における個々の具体的対立関係を綿密に考察し、御厨は、「そこで長派は、同時に(内閣制度創設と同時に-筆者注)検討していた工部省解体の問題に全力をあげることになった。(中略)土木主管問題における結着をつけることを決めたのである。しかも工部省は、官営事業担当の機関としてはほぼその役割を終えていたこともあって、行政機構改革(内閣制度を支える省庁改革-筆者注)に先鞭をつける対象としては打ってつけであった⁵⁰⁾」としている。

明治4年4月に、「工部学校設立之建議」の中で、伊藤は、山尾庸三⁵¹⁾とともに「自古国家ノ文明盛大ヲ成サント欲スル者、皆ナ其上下ヲシテ知識ヲ備ヘ厚生利用ノ途ニ出シムルヲ要セサルナシ、御邦内ニ於テモ已ニ御開營被 仰出候当工部省所轄ノ事業ハ即チ其基礎ニシテ、過ニ功驗相顕万国ト併立富強ヲ保チ候様致度旦暮不堪渴仰候⁵²⁾」と主張していた。国全体で知識を開発し厚生に利用しなければならないが、すでに設立された工部省が管轄する事業はまさにこのための基礎であり、早急に実績をあげ「万国ト併立富強」していくことが常に希求されてきたとしているのである。彼は初代工部卿に就任し、退任後も「工部省御用取扱参議」の地位にあり、設立当初から工部省に強く関与してきた。そのような伊藤にとって工部省の解体は、甲申政変後の朝鮮半島における政情不安の下で、来たるべき国会開設に向けて効率的で迅速な意思決定に必要な内閣制度創設に比して取るに足らないことであつたのであろう。

明治18年5月に渡辺が三条に提出した「工部省職務整理ノ議⁵³⁾」という意見書はすでに太政官会議において工部省解体が決まった後に提出されたものであろう。

客秋洪基職ヲ工部ニ奉スルニ当リテ、工部卿ノ同意ヲ以テ工部省事務整理ノ議ヲ建ツ、爾來清韓交渉ノ事アリ、特ニ内閣ノ議ヲ請フノ機ヲ得ス、荏苒今日ニ至リ窃ニ聞ク土木局ノ事務之ヲ内務ヨリ分ツヲ得ス、別ニ通信省ナル者ヲ置キ駅逋電信各局ヲ一省下ニ置キ、鉄道灯台ノ二局ヲ之ニ付シ又管船ノ事務ヲ属シ、従前工部省ニ属スル鉦山ノ課務ヲ農商務省ニ属シ、営繕ノ事務ヲ廢シ工部大学校ヲ文部ニ属スルノ議アリト

渡辺は事態の変化がないまま、「今日ニ至リ窃ニ」、次のような工部省解体論を聞いたという。新たに「通信省」を設置して、駅逋、電信、鉄道、灯台、管船を管理下に置く、鉦山部門は農商務省へ、営繕は廃止、工部大学校は文部省に帰属させるというものであった。これに対して渡辺は、工部大学校の文部省への吸収について、前回の明治17年10月の「工部省事務整理ノ議」で展開したのと同じ論拠に基づいて批判する。「既往ノ実験ニ依レハ学生ノ心ヲシテ常ニ實際ヲ離レサラシムルカ為ニハ、其学ヲ實際ニ施スノ省局ニ属スルヲ可トスル」と、今までの経験によると、学生の勉学に対する心構えを実用から離れないようにするには、学んだ学術を実地に応用できる省庁に工部大学校を帰属させるべきであるとする。

さらに「通信省」に関して「曩ニ小官窃ニ通務省ト為サハ局ヲ分チテ土木、鉄道、海工官船港湾灯台、鉦山、営繕、工部大学校外ニ通信局郵便電信トナスノ組織ヲ建テ、工部卿ニ上言セリ」と、前回の議論において、渡辺が構想した新工部省のことを「通務省」と称して、土木、鉄道、海工（官船港湾灯台）、鉦山、営繕、工部大学校、通信局（郵便電信）をその管轄下に置くことを佐々木に「上言」したという。前述のように、渡辺は、内務省から「土木」を吸収し、電信と郵便を内務省もしくは農商務省に移管させ、工部省の新たに設置すべき6部局、道路橋梁、川溝灌溉、海港灯台、鉄道、鉦山、営繕を掲げ、工部大学校も管理下に置くことを提言していたので、「通務省」の「土木」は道路橋梁、川溝灌溉に相当していよう。

「然ルニ今窃ニ聞ク所ノ議ノ如キ、通信省ヲ置キ郵便電信鉄道灯台ノ諸局相並立セシメ之ヲ管理スル者トセハ、却テ郵便電信合一ノ主旨ヲ貫徹スル能ワス、鉄道灯台管船ノ如キ郵便電信ト殆ント関係ナキモノヲ合シテ、道路橋梁港湾河海ノ其関係密着セル者ト

相分レ、一省ノ事業ハ支離分裂シテ各孤立シ聯続ヲ欠キ」と、「通信省」において「鉄道灯台管船」と全く関係のない「郵便電信」とを一省に含め、さらに「鉄道灯台管船」と密接に関係する「道路橋梁港湾河海」に関する土木事業を切り離しては「一省ノ事業ハ支離分裂シテ各孤立シ聯続ヲ欠キ」と批判する。これに対して、渡辺の前の改革案には「土木」すなわち道路橋梁、川溝灌漑を一省の中に含めているので、矛盾がないことを示唆しようとした。内務省の権限と干渉する分野なので、中途半端な「通信省」の設計となったのであろう。すなわち、土木事業を一元的に統轄する省庁を設立するという構想は立ち消えになった。

一省ノ事業ハ支離分裂シテ各孤立シ聯続ヲ欠キ、之カ経倫ヲ為シ之カ権衡ヲ維持シ其目的ヲ達スヘキ卿ノ責任及職務ヲ要スルノ地ナシ、若シ其各局長タルモノ地位未タ足ラストセンカ、之ヲ上達スル卿ヲ以テ足レリトス、而シテ其各局ニ就テハ其事務ニ熟達スル局長ヲ以テ直ニ之ヲ管理シテ足レリ、故ニ又内ヲ統フルノ輔ナル者アルヲ要センヤ、今若シ土木ヲ管スル其人ニ非ラストセハ人ヲ替ヘテ可ナリ、人ノ為メニ国家ノ便益ヲ顧ミサルノ理アラランヤ、抑願クハ熟慮アランコトヲ敢テ再ヒ嚴威ヲ冒流ス、恐懼ノ至ニ堪ヘス

「通信省」一省の業務はばらばらで、互に関連性がないので、いかなる卿であろうと、それらをバランス良く相互に矛盾なく統轄することはできない。もしある部局で専門知識のない人物が局長に就任したとしても専門知識を持つ卿がいれば十分である。またもし、個々の部局に「事務ニ熟達スル局長」が在任していれば十分に管理することはできるが、それぞれの部局の間を調整しなければならない大輔や少輔の必要性がなくなる。さらにたとえば土木部門に有能な人材がいなければ、その人物を交代させれば良いだけの話ではないか。渡辺は、以上のように解釈したことを「人ノ為メニ」と表現し、そのような人事は「国家ノ便益ヲ顧ミサルノ理」だと糾弾した。この時の「工部省職務整理ノ議」について、『沿革報告』には「此月（5月－筆者注）工部少輔曩一七年九月ニ工部省ノ職務ヲ整理スルノ大綱ヲ屢述シ之ヲ太政官ニ建言セリ、此ニ至テ尚再其要領ヲ建言ス建言書略之⁵⁴⁾」と記されている。「建言書略之」とあることからその内容は工部省幹部クラスには周知されていたのであろう。ところが内閣制度が設立される12月22日の直前の同月13日に、渡辺は東京都知事に栄転した⁵⁵⁾。

『沿革報告』の「本省」の最後に、明治18年12月22日付けで次のように記されてい

た。「廿二日通信省ヲ置カレ、 駅通電信灯台管船ノ事務ヲ管理シ工部省ヲ廃セラレ」と、以下、工部省の各部局の所属先が前掲『沿革報告』の序言のように記されているので割愛するが、渡辺が「窃に」聞いていた内容と異なり、渡辺の意見も入れられたのであろうか、新設の「通信省」が「駅通電信灯台管船ノ事務」を管理することになり、鉄道が内閣直轄となった。一方、宮中派の佐々木の工部卿失職の見返りとして、「帝室の典範儀式に係わる事件に付、諮詢に奉対し意見を具上す⁵⁶⁾」ることを職掌とする宮中顧問官のポストが新たに用意された。

明治18年12月5日、文部卿大木喬任は太政大臣三条実美に宛てて「東京大学中工芸学部ヲ設ケ其他学部改更ノ件⁵⁷⁾」という伺い書を提出した。東京大学理学部を二分割して一方を工芸学部とするとともに他学部についても変更するというのであった。工芸学部に関して「其理学部ニ於テハ固ヨリ舊ニ純正ノ學術ヲ教授スルノミナラス、亦実業應用ノ学芸ヲ講究セシメ有之候処、(中略) 適當ノ実業学士ヲ養成セサルベカラサル儀ト存候、然ルニ元来純正應用ノ二学ハ其教授ノ主旨方法等自ラ相異ナル所アルヲ以テ、今実業應用ノ学芸ヲ拡充センニハ別ニ一学部ヲ設ケ之ヲ措置スル方緊要ト存候、就テハ理学部学科中実業應用ニ係ルモノヲ分割シテ工芸学部ヲ置キ」と、理学部では純正の學術を教えるばかりでなく、実業応用の「学芸」を講究しており、純正の學術と応用の学芸は教育の目的や方法が異なっているので、実業応用に関連する分野を切り離して工芸学部を設置するというのであった。新たに設置される工芸学部を「実業応用」の学部としている。

伊藤博文は、憲法調査のため欧州を旅行していた明治15年、当時英国公使であった森有礼とパリで会い、森の教育論に共鳴し、この時伊藤は森に文部大臣就任を打診したとされている⁵⁸⁾。森は文部大臣着任前の明治17年5月に文部省御用掛に任ぜられている。前述のように、伊藤は渡辺の明治17年9月提出の「工部省職務改正ノ議」を「秘書類纂」として手元においていたほどであるから渡辺の工学教育論に同意していたのであろう。上記の本木の伺い書は、伊藤、渡辺、森の三者間における合意の下に作成されたものと推測できよう。

このような中、もう一つの動きがあった。工部大学校学生による工部大学校と東京大学との合併反対運動である。「文部大臣森有礼公に上るの書⁵⁹⁾」に「時に文部大臣となりしは森有礼氏にして氏は教育上には至大の抱負を有せりと称せられし人なりしが、其の就職せらるゝや程なく工部省所管の工部大学校を廃止して文部省所管の東京大学工芸学科に併合せんと風評あり、為に校内に一大恐惶を惹き起せり、一日講堂に学生一

同の大集会を開き、反対運動を為すことに衆議一決し余等数名其の総代に選挙せられたり」と、反対にいたる経緯が記されている。「余」はこの書の筆者でもある菅原恒覧であった。彼は明治13年工部大学校土木科に入学し⁶⁰、明治19年7月に工科大学を卒業⁶¹しているので、合併当時、工部大学校では最高学年の6年生であった。朝敵にあたる岩手県一ノ関藩出身の士族であった。文部大臣森有礼に建議し、菅原がその建議書を起草することになった。その際、多くの有力者の意見を聞くことになった。まず工部大学校と関係の深い人物、すなわち「山尾庸三、大鳥圭介の両氏を訪ひ其の意見を叩き次に元老院議官山口尚芳、渡辺洪基」であった。さらに福地源一郎と福沢諭吉「の勢援を請」うた。福地には、伊藤と森とが「意見と投合して、廟議一決せる」ものなので、菅原等がいかなる正論を主張しても容認されないだろうと、注意されたという。福沢は外字新聞を利用するしかない、工部大学校の外国人教師プリンクレーは横浜で外字新聞を発刊しているので相談すればいいのではと助言し、さらに「圧政政府」は、政策に反対する者に対して「酷虐を臨む。君等総代たる者は犠牲に供せらるゝの覚悟なかるべからず」と、論じたという。悲観的意見が多い中、菅原は、工部大学校校長経験者の大鳥圭介に校閲を請い建議書を執筆し、文部大臣宛てに19年1月に提出した。

建議書では、まず工部大学校設立の経緯が説明され、すでに200人を上回る卒業生を輩出し、「鉄道鉱山電信機械等苟クモ有用ノ諸工場ニハ、官トナク民トナク本校卒業生ノアラザル所殆ンド稀レニシテ其工場ニ在ル必ラズ緊要ノ地位ヲ占メ」と、卒業生が官民のあらゆる分野に進出して重要なポストを占めているとした。また、外国人は工部大学校における理学研究は進歩し日本の工業化が躍進していることを見聞しているので、「官立工部大学校ノ名夙ニ欧米各国ニ流布シテ」と記している。工部大学校都検のイギリス人ダイアーや理学教師エアトンらは、『ネイチャー』などに工部大学校について投稿しているので⁶²、大げさな表現ではない。また「我工部大学校ヲ訪ハレ校舍構造ノ宜キヲ得、校則組織ノ整頓セルヲ見テ賞賛スル」と、工部大学校校舎ばかりでなく、校則や学校組織が優れていることを外国人達が称賛したことも事実であった⁶³。さらに「官立工部大学校ノ盛衰ハ殆ント我国理学工業盛衰ノ権衡トモ相成ル程ニ有之候ト奉存候」とする。工部大学校の今までの業績が如何に輝かしいものであったかを本論の前振りとして、記述した。

続けて、工部大学校の教育方針は「工業ノ実際ヲ見其当否ヲ質スルコトヲ得、学生ノ精神自ラ実業ニ傾向スルコト」であるのに対して「東京大学部内理学部ヲ置カレ候ハ専ラ學術ノ真理ヲ考究シ、欧米人未タ曾テ発見セサルノ真理ヲモ彰揚シ、我邦人工学者ハ

申スニ及ハス欧米工業社会ノ面目ヲ一新セントノ御趣旨」であるので「東京大学工部大
学校ハ同ク大学ノ名称ヲ有スルモ其精神ノ存スルトコロ組織ノアル所ニ至リテハ全ク相
同シカラス、二ツノ者有之候テ後始テ理学ノ研究ト工業ノ盛大ヲ期スヘク」と、前述の
渡辺の意見と大きな違いはない。ところが、東京大学内に工芸学部を設置するという情
報が明らかになり、「其名称ヲ以テ見ルトキハ之レカ組織タル我工部大学校ト大同小異
ノモノニモ可有之ヤト存候」と彼等にとって予想外の展開となった。工芸学部を構成す
る学科は機械工学・土木工学・採鉱冶金学・応用化学の4学科であり⁶⁴、いずれも工部
大学校8学科のうちの4学科と同一学科名であった。いずれも学理の追求よりも実地へ
の応用を優先する学科であった。そこで、「理学蘊奥の追究」対「理学の実地応用」と
いう対立軸を想定することが難しくなったようで、「其（工芸学部－筆者注）学則ニテ
ハ元ト理学部内ニ有之候学規ト大ニ異ナル所モ無御座候」と、菅原は工芸学部の学則と
理学部の学則は同じであるという前提の下に、「今度我工部大学校ヲ工芸学部ニ御編入
相成候風説ニシテ、（中略）中途ニシテ組織異ナリ候テハ自ラ方向モ異ナル順序ニ有之、
若シ工芸学部ノ組織御採用相成候節ハ工部大学校現在ノ学生私共ハ勿論、後來其組織ニ
ヨリテ入学ヲ出願セントスル数多学生ノ失望実以テ莫大ナルコト、奉存候」とする。す
なわち、理学部と同じ組織原理を持つ工芸学部の組織を採用するのであれば、工部大
学校在校生ばかりでなく、旧来の組織と考えて合併後の工部大学校に入学してくる学生は
大いに失望するというのである。工芸学部も実学を追究していることに言及せず、学則
や組織原理が異なるという論点にすり替えようとした。またこれに加えて「抑モ工部大
学校ノ校舎ノ儀ハ実用工業者ヲ御教育ノ為メ御建設ニ相成リ、（中略）教場製図場試験
室博物館等尽ク其レニ適スルノ構造ヲ用ヒ候事ニ御座候得者、工業ヲ修ムルニハ至極便
利ニ御座候得共、風説ノ如ク是ヲ他ニ御使用相成候様ニテハ各教場一トシテ直チニ用ヒ
ラルヘキ者有之間敷」とするのであった。実用工業者の教育のために工部大学校の校舎
や実験室、博物館（模型・実物機械を展示）などが設置されているので、風説のように
工芸学部に工部大学校が吸収されても教室一つとして利用できない。「最初入学ノ趣旨
ヲ貫徹シテ鴻恩万分一ヲ報シ奉ルコトヲ得ハ実以テ難有仕合ニ御座候」と訴えたが、聞
き入れられず、明治19年3月1日の帝国大学令公布にともなって、東京大学工芸学部
と工部大学校とは合併し、8学科からなる帝国大学工科大学となった。ちなみに、帝国
大学総長は当時東京府知事であった渡辺洪基が撰ばれた。この人事には伊藤が関与した
ものと推測されている⁶⁵。政治的妥協により工部省解体を選択した伊藤は、渡辺の背後
に工部大学校在校生や百工勸奨を実施してきた工部省技術官僚達の不満を感じたのかも

知れない。本郷に設置された帝国大学にはすべての分科大学を受け入れる余地がないということで、当初工科大学は工部大学校に設置された⁶⁶⁾。明治19(1886)年7月10日、帝国大学第1回卒業式が挙行された。卒業式には伊藤内閣総理大臣、山田司法大臣、英国公使、文部次官らが出席し、伊藤の演説に先立って、渡辺が演説を行った。その中で、「明治十年東京大学ヲ興シテ法理医文ノ四部ヲ兼轄シ、広ク内外ノ諸学士ヲ聘シ教科大ニ備リ規模初メテ固ク学生ヲ教育シ(中略)官民挙テ学事ニ重ヲ置キ其ノ歩ヲ進ムル駿々止マス」と東京大学の設立に触れ、さらに「工芸ノ學術ニ於ケルモ又然リ、其ノ最モ高尚ナルモノハ工部大学校ノ設置ニ在リテ存シ、工学士及卒業生ヲ出ス者無慮二百名、両大学並立シテ共ニ進歩シ遂ニ今日ノ盛事ヲ来タシタルナリ」と工部大学校についても言及した。「然ルニ政治経済ノ実功ニ於ケル学問ノ急要日月多ヲ加ヘ、學術ノ蘊奥ヲ攻究スルノ必要亦熾ナリ、(中略)東京大学ト工部大学校ノ事業ヲ更正シテ、帝国大学ヲ創設シ法医文理ノ四科ニ工科ヲ合セテ五大学ト為シ」と、政治経済の発展にとって実用的学問の必要性が日々高まる一方で、「學術ノ蘊奥ヲ攻究スルノ必要」も根強いものがあるとして、東京大学と工部大学校との合併は社会的要請によるものであるという方向にもって行く。5分科大学の設立により「一方ニハ諸学科互ニ相通用スルノ便ヲ開キ益々諸学原理ノ無雜ナルヲ表シ、一方ニハ国家須要ノ學術技芸ヲ精且明ナラシメンカ為メニ、学科務メテ其ノ部門ヲ分カテ專修セシメ、分科卒業ニ至レハ或ハ実地ニ就キテ其ノ用ヲ為シ」とした。「益々諸学原理ノ無雜ナルヲ表シ」とは、数学・星学・物理・化学・動物・植物・地質の7学科からなる理科大学のことをイメージしていたのであろう。これに対して後半の「一方ニハ」以降は工科大学のことを示していよう。まさに「卒業ニ至レハ或ハ実地ニ就キテ其ノ用ヲ為シ」と表現している。工部大学校の教育方針そのものであった。卒業式は、工部大学校校舎の中央部に位置する3階建ての1階部分の講堂で行われた⁶⁷⁾。毎年、工部大学校の卒業式や各種式典が開催されてきた場所であった。先の合併反対集会も講堂で行われた。5分科大学卒業生は合計46人であったが、表1のように工科大学、理科大学の卒業生はそれぞれ26人、6人にのぼった。工部大学校の卒業生のうち18人が工部大学校出身であった。また土木工学科卒業生11人のうち、9人が工部大学校出身者で、その中に前述の菅原らが見いだせた⁶⁸⁾。菅原らの旧工部大学校卒業生は、渡辺の演説を聞いた時、工部大学校が工芸学部へ吸収されたのではなく、工部大学校が工芸学部を飲み込んだという思いを強くしたに違いない。

表1 明治19年工科大学・理科大学別・学科別卒業生数

卒業大学・学科	工科大学		理科大学	合計
	工部大学校	工学学部		
応用化学科	2	1		3
機械工学科	2	4		6
鉱山学科	2			2
採鉱冶金学科		1		1
造家学科	1			1
造船学科	1			1
電気工学科	1			1
土木工学科	9	2		11
化学科			1	1
動物学科			1	1
植物学科			2	2
物理学科			2	2
合計	18	8	6	32

出所：帝国大学編（1896）『帝国大学一覧従明治二十八至明治二十九年』、447～467頁。

おわりに

本稿では工部卿佐々木高行が明治16（1883）年7月、太政官に提出した建議書から始めた。工部省の役割は「百工勸奨のことを掌」ることであったが、財政緊縮政策が最優先されている中、百工の官営事業の多くが経営的に失敗していたことを背景に佐々木は百工勸奨政策を否定し経営不振の官営事業の払下げを断行し、内務省から土木業務を奪ってこれらの権限を工部省へ集約するという構想を打ち出すことによって、工部省の存在意義を回復させようとした。その後、太政官政府が何の反応もしなかったため、翌年3月に、太政官に建議書への回答督促意見書を提出した。さらに、明治17年10月、佐々木らの意を受けた工部少輔の渡辺洪基が佐々木と同じ趣旨に基づいた建議書を太政官に提出した。各省庁は分業の原理に基づいて役割分担が決まっており、相互に重複しないようにすべきだという議論を受け入れたが、内務省の業務範囲は広すぎるので、土木事業については工部省に譲渡すべきだとした。また工部大学校に関して、高尚の学理を実地に応用することを学ぶ学校は、応用を可能とする省庁に属すべきであると主張し、最終的に工部省の新たに設置すべき6部局、道路橋梁、川溝灌漑、海港灯台、鉄道、鉱山、営繕に加えて、工部大学校もその管理下に置くべきことを提言した。太政官はこの渡辺の建議書の重要性を認識し、その内容の審議を先送りにしたほどであった。

また工部省の後援者的存在であった伊藤博文に強い影響を与えたが、内閣制度の早期創設を目指していた伊藤は、同じ出身派閥の内務卿山県有朋との間に土木事業管轄に関する妥協を図り、工部省を通して土木事業を一元的に管理するという構想は放棄され、工部省解体の方向に舵が切られた。明治18年5月に太政官に提出した渡辺の意見書は、工部省の廃省と後継の新省庁の構想が太政官内において決定された後に提出されたものと考えられる。渡辺は新省庁の構想に関連して2つの批判を行った。工部大学校について、同校で学んだ工学技術を実地に応用できる省庁に帰属させるべきだと主張した。さらに、郵便電信と鉄道灯台管船とは業務的に関係ないので、一省内に配置すべきではなく、鉄道灯台管船と密接する「道路橋梁港湾河海」に関連する土木事業を切り離すべきではないとした。このような佐々木や渡辺の建議や意見は退けられ、土木事業を一元的に管理する省庁の設立構想は実現せず、工部省は解体にいたる。工部大学校についてはしばらくの間、文部省の管理下にあったが、折から東京大学理学部から実用的学科を分離して設立された工芸学部との合併計画が公となり、工部大学校学生達は、工芸学部は理学部と同じ学理を追求する学部だと判断して、実地応用を目指す工部大学校と相容れないとする合併反対意見を文部大臣森有礼に建議した。当然のことながら、この建議も排除された。

明治19(1896)年3月1日の帝国大学令公布にともなって、東京大学理学部から分離された工芸学部と工部大学校とが合併し、8学科からなる工科大学が当初工部大学校内に設立された。帝国大学総長には渡辺洪基が就任した。同年7月に旧工部大学校講堂で開催された第1回帝国大学卒業式において、旧工部大学校出身者18人を含む46人の卒業生を前に、渡辺総長はその挨拶の中で工科大学に関して「実地ニ就キテ其ノ用ヲ為シ」と工部大学校と同じ教育方針を唱えた。

「はじめに」で言及した前稿において⁶⁹⁾、東京開成学校およびその後身の東京大学理学部の機械工学科において、どのような教育が行われたかを重学、物質強弱学、機構学などの主要な授業科目を取り上げて検討を加えたが、それぞれの授業が実学そのものであったことを確認した。また3年3学期から4年にかけて9ヶ月間にわたって横須賀海軍造船所に派遣され、学校で学んだ技術や技能を現場で身に付ける実地研修制度が整備されていた。渡辺や菅原が想像していた以上に東京大学理学部においては実学教育が行われていたのである。一方、工部大学校では実学教育が行われていたことは当時の人々にも知られていたし、前稿において⁷⁰⁾同じ機械工学科における教育内容を検討したので紙幅の関係でここでは繰り返さないが、東京大学以上に実学教育は徹底していたと考え

て差し支えないであろう。少なくとも機械工学に関して、両校ともに科学的知見の生産への応用を重要視していたことは明らかで、そのような両校が合併して設立された帝国大学工科大学の機械工学教育はどのようなものであったか、菅原らが懸念した「学理の追求」が組織原理となっていた旧東京大学理学部の影響が残っていたのかどうか、稿を改めて工科大学機械工学科を検討したい。

注

- 1) 植村正治 (2010) 「明治初期工学教育機関の設立」(『社会科学』(同志社大学人文科学研究所) 第40巻3号), 植村正治 (2012a) 「工部大学校理学研究棟について-研究ノートに代えて」(『同志社商学』第63巻5号), 同 (2012b) 「『研究ノート』工部大学校(工学寮)における博物場・器具室と実習用諸器具について」(『社会科学』(第42巻2・3号), 同 (2013a) 「工部大学校書房と図書分類」(『流通科学大学論集』経済・情報・政策編, 第21巻2号), 同 (2013b) 「工部大学校書房所蔵の理学図書-研究ノートに代えて」(『流通科学大学論集』経済・情報・政策編, 第22巻1号) 等である。
- 2) 植村正治 (2018) 「『研究ノート』工部大学校における機械工学教育」, 『社会科学』第48巻3号。
- 3) 植村正治 (2019) 「『研究ノート』東京開成学校における機械工学教育」, 『社会科学』第49巻1号, 同 (2020a) 「『研究ノート』明治前期東京大学理学部における機械工学教育-1877年度~1880年度」, 『社会科学』第50巻1号。同 (2020b) 「『研究ノート』1880年代東京大学理学部における機械工学教育」, 『社会科学』第50巻2号。
- 4) 大蔵省編 (1889) 『工部省沿革報告*』(『沿革報告』と略す), 頁数未記載, 最初の頁。以下, 末尾に「*」を付した資料は, 国立国会図書館デジタルコレクション所収であることを示す。
- 5) 丁友会編 (1927) 『工部大学校昔噺*』。丁友会はその緒言に「在學生千余名, 卒業生五千五百名に及び我工業の隆盛を其双肩に担う我工学部が諸君の生まれる三十有余年も前に如何にして孤吼の声を挙げ」とあることから, 東京大学工芸学部と工部大学校とが合併して発足した帝国大学工科大学の在校生と卒業生から構成されていると推測される。同書は, 工部大学校卒業生から構成される虎ノ門会が出版した『旧工部大学校史料附録』(土屋忠雄氏所蔵本) と同じ趣旨で旧在学生の追憶談話を集録したもので, 内容的には「工部大学校昔噺」と重複箇所が散見される。前者文献は, 旧工部大学校史料編纂会編 (1931) 『旧工部大学校史料*』(虎ノ門会発行) と合本され, 旧工部大学校史料編纂会編 (1978) 『旧工部大学校史料・同附録』(青史社, 復刻) として出版されている。
- 6) 小林正彬 (1977) 『日本の工業化と官業払下げ』東洋経済新報社, 138~139頁。
- 7) 前掲『沿革報告』, 114頁。
- 8) 同上書, 238頁。

- 9) 同上書, 362 頁。
- 10) 同上書, 494 頁。
- 11) 彦根正三編 (1893) 『改正官員録*』(明治 21 年甲 1 月), 博公書院, 32 頁。
- 12) 大島は明治 2 年, 明治政府に仕え大学大助教就任後, 岩倉遣外使節団に随行し, 欧米各地の製鉄所や鉱山を視察し, ドイツではフライベルク大学で最新の製鉄技術を学んだ。帰国後, 釜石製鉄所建設計画に携わるが御雇外国人技師と意見対立し, 東京に召喚された。明治 13 年に復職して小坂鉱山分局主任となるばかりか十和田鉱山や阿仁鉱山の運営にも関与した(半澤周三 (2011) 『大島高任』 PHP 研究所 (Kindle 版), 大島高任年表。大橋周治 (1975) 『幕末明治製鉄史』 アグネ, 208 頁)。
- 13) 前掲『沿革報告』, 1 頁。
- 14) 西川誠 (2002) 「佐佐木高行と工部省」, 鈴木淳編 (2002) 『工部省とその時代』 山川出版, 237 頁。
- 15) 同上書, 241 頁。
- 16) 前掲『沿革報告』, 85 頁。
- 17) 東京大学史料編纂所編 (1979) 『保古飛呂比 佐々木高行日記十二』 東京大学出版会, 244~257 頁。
- 18) 伊藤公全集刊行会編 (1927) 『伊藤公全集*』 第 1 巻, 259~263 頁。
- 19) 鈴木淳 (2002) 「工部省の十五年」, 鈴木編前掲書 (2002), 3~4 頁。柏原宏紀 (2009) 『工部省の研究』 慶應義塾大学出版会, 21~23 頁。
- 20) 早稲田大学図書館古典籍データベース所収 (<https://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/about.html>)。
- 21) 伊藤公全集刊行会編前掲書 (1927), 259 頁。
- 22) 日本史籍協会編 (1934) 『大隈重信関係文書四』 東京大学出版 (1960 年復刻), 123~124 頁。
- 23) 同上書, 117 頁。
- 24) 上山和雄 (1975) 「農商務省の設立」, 『社会経済史学』 第 41 巻 3 号, 47 頁。
- 25) 大隈の一連の建議書の流れについては, 山本有三 (1983) 「大隈財政論の本態と擬態」(梅村又次・中村隆英編 (1983) 『松方財政と殖産興業政策』 国際連合大学, 78~101 頁) に詳論されている。
- 26) 日本史籍協会編前掲書 (1934), 180~182 頁。
- 27) 「工部省佐々木高行意見書工部省事務改革ノ議」, 『公文別録・上書建言録・明治十一年~明治十八年・第三巻・明治十七年~明治十八年』 所収, 国立公文書館アジア歴史資料センターデジタルアーカイブ (レファレンスコード A 03022951600)。
- 28) 当時, 伊藤博文も三条のことを右府公と称している(坂本一登 (2012) 『伊藤博文と明治国家形成』 (講談社 Kindle 版), No.2014 (キンドル版のページ No., 以下同じ))。
- 29) 前掲『沿革報告』, 91 頁。
- 30) 「本省事務整理ノ件建議」, 『公文別録・工部省・明治十五年~明治十八年・第二巻・明

治十七年～明治十八年』所収，国立公文書館アジア歴史資料センターデジタルアーカイブ（レファレンスコード A 03022937500）。

- 31) 前掲『沿革報告』，90頁。
- 32) 以下，瀧井一博（2016）『渡邊洪基－衆智を集むるを第一とす』（ミネルヴァ書房）による。
- 33) 同上書，104頁。
- 34) 日本歴史学会編（1981）『明治維新人名辞典』吉川弘文館，201頁。
- 35) 「大鳥圭介」，『枢密院文書・枢密院高等官転免履歴書 明治ノ二』国立公文書館デジタルアーカイブ（請求番号，枢 00177100）。前掲『沿革報告』，796頁。
- 36) 前掲『沿革報告』，797頁。
- 37) 前掲『沿革報告』，798～799頁。旧工部大学校史料編纂会編前掲書（1978）『史料』にもこの時のことを「工部大学校開校式」という項目を立てて「先に建築中ナリシ所教場及中央講堂等竣工セリ，（中略）明治十一年四月十五日開校ノ式ヲ挙行」（122頁）としている。
- 38) 前掲『沿革報告』，799頁。
- 39) 瀧井前掲書（2016），333頁。
- 40) 前掲『沿革報告』，807頁。
- 41) 植村正治（2015）「明治前期における技術者の経歴と統計観察」，『社会科学』第44巻4号，3頁。
- 42) 前掲『沿革報告』，97頁。
- 43) 坂本前掲書（2012）は，参議が国政審議官，省卿は行政長官に相当するとしている（No.357）。
- 44) 工部大学校編（1885）『工部大学校学課並諸規則*』明治18年4月改正，75～80頁。
- 45) 伊藤博文公編，金子堅太郎他校訂（1935）『秘書類纂*』官制制定資料，秘書類纂刊行会，597～611頁。
- 46) 御厨貴（1980）『明治国家形成と地方経営－1881-1890年』東京大学出版会，63～76頁。
- 47) 同上書，94頁。
- 48) 坂本前掲書（2012）では，内閣制度が創設されるまでの詳しい政治過程が描かれている。
- 49) 金子堅太郎他校訂前掲書（1935），財政資料下巻，24頁。
- 50) 御厨前掲書（1980），103頁。
- 51) 旧工部大学校史料編纂会編前掲書（1978）『史料』，「工部学校設立之建議」，4～5頁。
- 52) 「工部学校取建并虎御門内延岡藩邸御渡申立」，『公文録・明治四年・第十八巻・辛未五月～七月・工部省伺』所収，国立公文書館デジタルアーカイブ（請求番号公 00470100）。同上文献と同一内容。
- 53) 色川大吉・我部政男監修（2000）『明治建白書集成』第8巻，筑摩書房，69～70頁。
- 54) 前掲『沿革報告』，97頁。

- 55) 同上書, 97 頁。
- 56) 坂本前掲書 (2012), No.3482.
- 57) 『公文録・明治 18 年』国立公文書館デジタルアーカイブ (請求番号, 公 03984100)。
- 58) 齊藤泰夫「初代文部大臣森有礼におけるグローバリズムと国家主義」, 『教育研究』(国際基督教大学), 59 巻, 155 頁。東京大学百年史編集委員会編 (1984) 『東京大学百年史』通史一, 東京大学出版会, 791 頁。
- 59) 旧工部大学校史料編纂会編前掲書 (1978) 『附録』, 120~126 頁。
- 60) 藤井肇男 (2004) 『土木人物辞典』アテネ書房, 166 頁。
- 61) 『帝国大学一覧*』のうち帝国大学編 (1896) 『帝国大学一覧 従明治二十八年至明治二十九年』には, 東京大学, 工部大学校ごとに卒業年度, 氏名が掲載されている。菅原恒覧は, 明治 19 年卒業生として「元工部大学校学生」9 人の中に含まれていた (447 頁)。
- 62) 三好信浩 (1989) 『ダイアリーの日本』福村出版株式会社, 122~166 頁。
- 63) 植村前掲論文 (2012 a) では工部大学校校舎のうち理学研究棟について, 当時としては理学研究に適した近代的建築物であり, お雇い教師から高い評価を得ていたことを検討した。
- 64) 植村前掲論文 (2020 b), 165 頁。
- 65) 渡辺の帝国大学総長就任の背景については, 東京大学百年史編集委員会編前掲書 (1984) (802 頁), 瀧井前掲書 (2016) (205 頁), 中野実 (2003) 『近代日本大学制度の成立』吉川弘文館 (131 頁) に詳しい。
- 66) 東京帝国大学編 (1932) 『東京帝国大学五十年史』上册, 中外印刷株式会社, 1212 頁。
- 67) 植村前掲論文 (2010), 231 頁。
- 68) 帝国大学編 (1896) 「帝国大学第一年報」(東京大学史史料研究会編 (1993) 『東京大学年報』第 3 巻, 東京大学出版会, 28 頁 (『東京大学年報』の頁数)。前掲『帝国大学一覧 従明治二十八年至明治二十九年*』, 447~467 頁。
- 69) 植村前掲論文 (2020 b), 165~179 頁。
- 70) 前掲脚注 2) 参照。